

認可外保育施設の設置について

■はじめに

この資料は、認可外保育施設の設置・運営を予定している方を対象に、必要となる手続きを中心に掲載したものです。適正に手続き等を行ってくださいますようお願いいたします。

- ▶ 届出や申請手続に関する相談先：子ども総務課 施設認可係（電話：048-271-9457）
- ▶ 認可外保育施設指導監督基準に関する相談先：保育運営課 指導係（電話：048-258-4098）
- ▶ 無償化の制度に関する相談先：幼児教育無償化事務センター（電話：048-259-9043）

《第2章及び第4章に記載されている書類の提出先及び提出方法》

提出先：子ども総務課 施設認可係

提出方法：メール、郵送、持参のいずれか

▶ メールの場合

送信先アドレス：083.04010@city.kawaguchi.saitama.jp

▶ 郵送の場合

あて先：〒332-8601 埼玉県川口市青木 2-1-1 川口市役所 子ども部 子ども総務課
施設認可係宛

▶ 持参の場合

川口市役所第二本庁舎 3 階（7 番窓口） 子ども総務課（埼玉県川口市青木 2-1-1）

■目次

第1章 基本事項.....	1
1 認可外保育施設とは.....	1
2 サービス内容の情報提供等について.....	1
3 設備・運営等に関する基準について.....	2
4 指導監督等について.....	2
第2章 児童福祉法に基づく手続きについて.....	5
1 事業を開始したときの手続き.....	5
2 事業内容を変更したときの手続き.....	8
3 事業を休止又は廃止したときの手続き.....	8
第3章 幼児教育・保育の無償化について.....	9
1 幼児教育・保育の無償化の内容.....	9
2 特定子ども・子育て支援提供者の責務.....	9
第4章 子ども・子育て支援法に基づく手続きについて.....	11
1 確認を受けようとするときの手続き.....	11
2 確認内容を変更したときの手続き.....	13
3 確認を辞退しようとするときの手続き.....	13

第1章 基本事項

1 認可外保育施設とは

保育を行うことを目的とする施設であって都道府県知事（指定都市市長、中核市市長及び児童相談所設置市市長を含む。以下同じ。）が認可している認可保育所以外のものを総称して認可外保育施設といいます。

2 サービス内容の情報提供等について

認可外保育施設を設置した場合は、利用者に対する情報提供として、以下の(1)～(3)について行う必要があります。

(1) サービス内容の掲示【児童福祉法第59条の2の2】

利用者の見やすい場所に提供する保育サービスの内容等を掲示（ベビーシッターについては提示）及びインターネットを利用して公衆の閲覧に供すること。

なお、公衆の閲覧に供する方法は、独立行政法人福祉医療機構のウェブサイト（ここ de サーチ）への掲載になります。

※ここ de サーチへの掲載は、提出書類に基づき子ども総務課で行います。

《掲示する内容》

- ① 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- ② 建物その他の設備の規模及び構造（※ベビーシッターは不要）
- ③ 施設の名称及び所在地
- ④ 事業を開始した年月日
- ⑤ 開所している時間（※ベビーシッターは保育提供可能時間）
- ⑥ 提供するサービス内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由
- ⑦ 入所定員
- ⑧ 保育士その他の職員の配置数又はその予定
- ⑨ 設置者及び職員に対する研修の受講状況（※定員5人以下の施設又はベビーシッターのみ）
- ⑩ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ⑪ 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ⑫ 緊急時等における対応方法
- ⑬ 非常災害対策
- ⑭ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑮ 施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受

けたことがある場合には、その命令の内容を含む。)

(2) 契約内容等の説明【児童福祉法第 59 条の 2 の 3】

利用者に対し、サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めること。

(3) 契約時の書面交付【児童福祉法第 59 条の 2 の 4】

利用契約が成立した時は、その利用者に対し、契約内容等を記載した書面の交付を行うこと。

なお、利用者の承諾を得た場合は、書面（紙媒体）に代えて、インターネット等を利用し、電子媒体で提供することも可能です。

《書面交付する内容》

- ① 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ② 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ③ 施設の名称及び所在地
- ④ 施設の管理者の氏名
- ⑤ 当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ⑥ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ⑦ 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ⑧ 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

3 設備・運営等に関する基準について

認可外保育施設は、お子さんの安全確保等の観点から、お子さんの処遇等の保育内容、保育従事者数、施設整備等について、「認可外保育施設指導監督基準」に適合するとともに、消防法、食品衛生法、労働基準法等の関係法令を遵守することが必要です。

4 指導監督等について

(1) 指導監督

川口市では、保育を目的とする施設の運営（お子さんの処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等）に対して、以下の①～⑤の内容により指導監督を行っています。

施設の運営に当たっては、お子さんの安全確保について十分に配慮するとともに、具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って改善措置を講じてください。

- ① 認可外保育施設（届出対象外施設も含む。）であっても、市は必要とされた事項を施設から報告させ、立入調査や質問をすることができます。【児童福祉法第 59 条第 1 項】
- ② この場合、正当な理由なしに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰

則の適用があります。【児童福祉法第 62 条第 2 項第 6 号】

- ③ 指導監督において、お子さんの安全確保等の観点から必要がある場合は、改善の指導、文書による改善勧告等を行います。勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命じます。【児童福祉法第 59 条第 3 項～第 5 項】
- ④ 死亡事故等の重大な事故が発生した場合、お子さんの生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合、又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合等は、届出対象施設であるか否かにかかわらず、随時、特別立入調査を実施します。立入調査については事前通告することを通例としていますが、特別立入調査の場合は必要に応じて事前通告せずに立入調査を実施することがあります。
- ⑤ 事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用があります。【児童福祉法第 61 条の 4】

《参考資料》

- ▶ 国通知「認可外保育施設に対する指導監督の実施について（令和 6 年 4 月 10 日）」
- ▶ 認可外保育施設指導監督基準の川口市における解説書

(2) 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付

川口市では、新たに設置された認可外保育施設に対し、立入調査（ベビーシッターは集団指導）を実施しています。この立入調査又は集団指導の結果、認可外保育施設指導監督基準を満たすと認められた場合は、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書を交付します。証明書の有効期間は、証明書交付の日から基準違反等の理由により川口市から返還を求められた日までとなります。

《参考資料》

- ▶ 国通知「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について（令和 6 年 4 月 10 日）」

(3) 運営状況の定期報告

認可外保育施設の設置者は、毎年、川口市に対して運営状況報告書の提出が必要です。

【児童福祉法第 59 条の 2 の 5 第 1 項】

提出書類や提出方法等については、保育運営課から直接通知します。

(4) 立入調査及び集団指導

川口市では、適正な保育内容及び保育環境が確保されているかどうかを確認することを目的として、上記(3)の運営状況の定期報告とともに、年 1 回の立入調査（ベビーシッターは、年 1 回の集団指導）等を実施しています。

(5) 事故報告

認可外保育施設の設置者は、施設における保育の提供による事故の発生又はその再発の防止に努めるとともに、事故が発生した場合は、報告義務が課せられています。【児童福祉

法施行規則第 49 条の 7 の 2】

施設の管理下において、以下の①～⑤に該当する事故が発生した場合は、速やかに保育運営課に連絡してください。

- ① 死亡事故
- ② 意識不明事故
- ③ 治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故
- ④ 食中毒事案等
- ⑤ 見失い事故・置き去り事故

《参考資料》

- ▶ 国通知「教育・保育施設等における事故の報告等について（令和 6 年 3 月 22 日）」

(6) 長期滞在児報告

施設に 24 時間かつ週に概ね 5 日以上に滞在しているお子さんがいる場合、速やかに保育運営課に連絡してください。

第2章 児童福祉法に基づく手続きについて

1 事業を開始したときの手続き

認可外保育施設を設置した設置者は、事業開始の日から1か月以内に川口市長に届出を行う必要があります。【児童福祉法第59条の2第1項】

休止していた認可外保育施設において、事業を再開する場合も同様です。

なお、次のいずれかに該当する場合は、届出の対象外となります。【児童福祉法施行規則第49条の2】

(1) 次の①～③に掲げるお子さんのみの保育を行う施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの。

① 店舗等（デパート、自動車教習所、病院、美容室等）において、その販売や役務の提供の間で、顧客のお子さんのみを対象とする一時預かり施設

② 親族間（設置者の4親等内の親族）での預かり合い

③ 設置者の親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者（親しい友人や隣人等）のお子さんの預かり

(2) 半年を限度として臨時に設置される施設

(3) 幼稚園型認定こども園の保育機能施設

■居宅訪問型保育事業以外の施設の場合

提出書類	添付書類	留意事項
認可外保育施設設置届【様式第1号】及び別紙	利用形態別・年齢別料金が分かる書類	▷ 別紙の「⑮ 利用料金」に記載することが難しい場合に添付してください。
	保険の内容、金額等が分かる書類（契約書等）の写し	▷ 別紙の「⑱ 保険加入状況」に記載した保険に関する写しを添付してください。
	有資格者（保育士、看護師・准看護師）について、保育士証等、資格が確認できる書類の写し	▷ 別紙の「㉔ 施設に在籍している保育従事者数」に含めた保育士、看護師、准看護師に関する写しを添付してください。
	認可外保育施設指導監督基準第1の2(2)で定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類の写し	▷ 別紙の「㉔ 施設に在籍している保育従事者数」に含めた研修の修了者に関する写しを添付してください。
	マッチングサイトにより提供するサービスの内容	▷ 別紙の「㉔ 子どもの預かりサービスのマッチングサイトの

提出書類	添付書類	留意事項
	に関する情報を伝達等していることが分かる書類	URL」で「有」と選択した場合に添付してください。
	企業主導型保育事業運営費助成決定通知書の写し	▷ 別紙の「㉑企業主導型保育事業による運営費助成（予定）の有無」で「有」と選択した場合に添付するものとし、通知され次第、提出してください。
	自主点検表	▷ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付前に、特定子ども・子育て支援施設等（幼児教育・保育の無償化対象施設）としての確認を受けることを希望する場合に添付してください。 ▷ 川口市所定様式を使用してください。
	施設の平面図	▷ 保育室部分については、床面積（小数点第2位まで）を記載してください。

■居宅訪問型保育事業（事業者）の場合

提出書類	添付書類	留意事項
認可外保育施設設置届【様式第1-2号】及び別紙	利用形態別・年齢別料金がわかる書類	▷ 別紙の「⑭-1 利用料金」又は「⑭-2 利用料金」に記載することが難しい場合に添付してください。
	有資格者（保育士、看護師、准看護師）について、保育士証等、資格が確認できる書類の写し	▷ 別紙の「㉑ 事業所に在籍している保育従事者数」に含めた保育士、看護師、准看護師に関する写しを添付してください。
	認可外保育施設指導監督基準第1の2(2)で定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類の写し	▷ 別紙の「㉑ 事業所に在籍している保育従事者数」に含めた研修の修了者に関する写しを添付してください。
	マッチングサイトにより提供するサービスの内容	▷ 別紙の「㉓ 子どもの預かりサービスのマッチングサイトへ

提出書類	添付書類	留意事項
	に関する情報を伝達等していることが分かる書類	の登録状況」で「有」と選択した場合に添付してください。
	自主点検表	▷ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付前に、特定子ども・子育て支援施設等（幼児教育・保育の無償化対象事業）としての確認を受けることを希望する場合に添付してください。 ▷ 川口市所定様式を使用してください。

■居宅訪問型保育事業（個人）の場合

提出書類	添付書類	留意事項
認可外保育施設設置届【様式第1-3号】及び別紙	利用形態別・年齢別料金がわかる書類	▷ 別紙の「⑧-1 利用料金」又は「⑧-2 利用料金」に記載することが難しい場合に添付してください。
	有資格者（保育士、看護師、准看護師）について、保育士証等、資格が確認できる書類の写し	▷ 別紙の「⑫ 保有する資格等」でチェックした資格（保育士、看護師、准看護師）に関する写しを添付してください。
	認可外保育施設指導監督基準第1の2の(2)で定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類の写し	▷ 別紙の「⑫ 保有する資格等」でチェックした研修に関する修了証書等の写しを添付してください。
	マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類	▷ 別紙の「⑭ 子どもの預かりサービスのマッチングサイトへの登録状況」で「有」と選択した場合に添付してください。
	自主点検表	▷ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付前に、特定子ども・子育て支援施設等（幼児教育・保育の無償化対象事業）としての確認を受けることを希望する場合に添付してください。

提出書類	添付書類	留意事項
		▷ 川口市所定様式を使用してください。

2 事業内容を変更したときの手続き

認可外保育施設の設置者は、以下の(1)～(5)の内容に変更が生じた場合は、変更の日から1か月以内に川口市長に届出を行う必要があります。【児童福祉法第59条の2第2項】

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- (3) 建物その他の設備の規模及び構造
- (4) 施設の管理者の氏名及び住所
- (5) 施設の設置者が児童福祉法第59条第5項の命令（事業停止命令又は施設閉鎖命令）を受けたか否かの別

■施設・事業者共通

提出書類	添付書類	留意事項
認可外保育施設事業内容等変更届【様式第3号】	施設の平面図	▷ 変更内容が、上記(3)の「建物その他の設備の規模及び構造」の場合に添付してください。 ▷ 保育室部分については、床面積（小数点第2位まで）を記載してください。

3 事業を休止又は廃止したときの手続き

認可外保育施設の設置者は、その施設を休止又は廃止したときは、休止又は廃止した日から1か月以内に川口市長に届出を行う必要があります。

■施設・事業者共通

提出書類	添付書類	留意事項
認可外保育施設休止・廃止届【様式第4号】		

第3章 幼児教育・保育の無償化について

1 幼児教育・保育の無償化の内容

令和元年10月に「幼児教育・保育の無償化」が開始され、保育の必要性があると市区町村からの認定（施設等利用給付認定）を受けた保護者のお子さんが、無償化の対象施設（特定子ども・子育て支援施設等）としての「確認」を受けた認可外保育施設を利用した場合、保護者の申請に基づき、お子さんの年齢、保護者や家庭の状況、他の無償化対象事業の利用状況に応じて、市から施設等利用費の給付を行っています。

認可外保育施設が、無償化の対象施設（特定子ども・子育て支援施設等）になるためには、子ども・子育て支援法に基づき、川口市の「確認」を受ける必要があります。

なお、企業主導型保育事業については、無償化に関する仕組みが異なるため、川口市の確認を受ける必要はありません。

→ 確認を受けるための申請については第4章を参照

《施設等利用費の内容》

- ・3歳児クラスから5歳児クラスまでのお子さんについては、月額37,000円を上限に給付
- ・0歳児クラスから2歳児クラスまでのお子さんについては、住民税非課税世帯のみ月額42,000円を上限に給付

《無償化の範囲》

無償化の対象となる利用料は、保育料に限られており、給食費、入会金、行事費、文房具・教材費、その他保育料以外で保護者から徴収している費用は無償化の対象にはなりませんので、注意してください。

2 特定子ども・子育て支援提供者の責務

特定子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者（特定子ども・子育て支援提供者）には、以下の(1)～(3)の内容を遵守することが求められます。

(1) 特定子ども・子育て支援提供者の責務【子ども・子育て支援法第58条の3】

- ① 適切な特定子ども・子育て支援を提供すること。
- ② 市区町村、児童相談所、児童福祉施設、教育機関などの関係機関との緊密な連携を図り、児童の置かれている状況などの事情に応じ、良質な特定子ども・子育て支援を効果的に行うように努めること。
- ③ 乳幼児の人格を尊重するとともに、子ども・子育て支援法や子ども・子育て支援法に基づく命令を遵守し、誠実に職務を遂行すること。

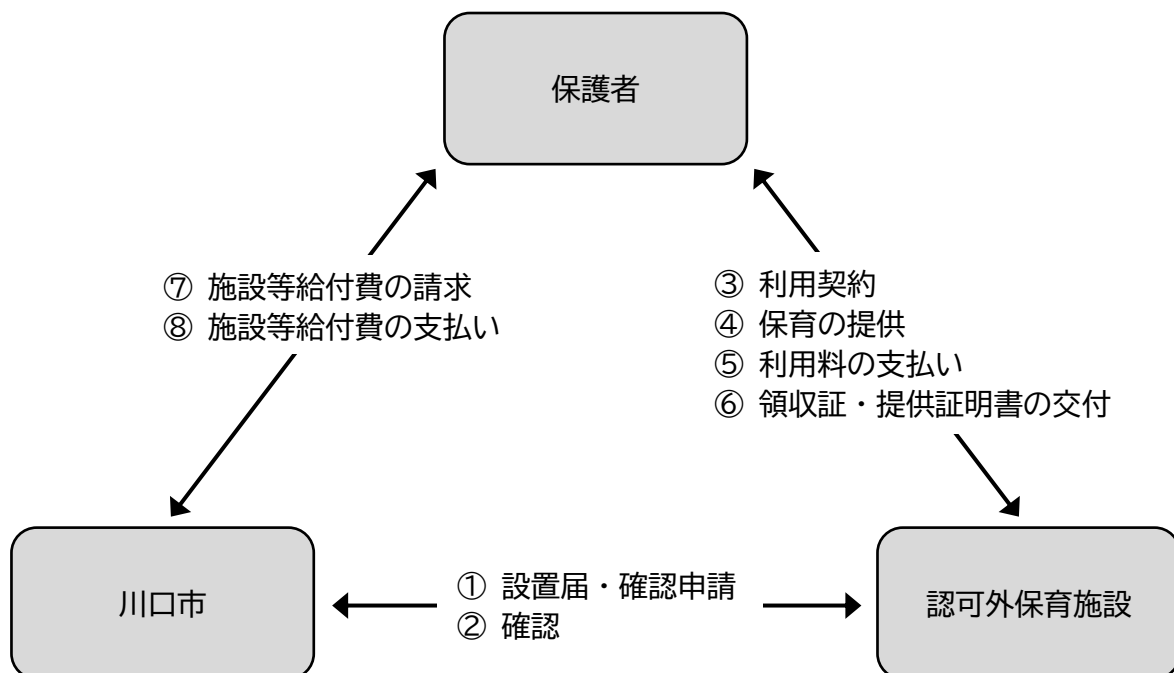
(2) 特定子ども・子育て支援施設等としての基準【子ども・子育て支援法施行規則第1条】
基準の内容は「認可外保育施設指導監督基準」と同様の基準です。

(3) 特定子ども・子育て支援施設等としての運営基準【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第2章】

- ① 保育を提供した日や時間帯などの記録をすること。【基準第54条】
- ② 特定費用（無償化の対象となる保育料以外の費用）について、あらかじめ書面により説明し、保護者の同意を得ること。【基準第55条】
- ③ 領収書及び保育料と特定費用の内訳が記載された「特定子ども・子育て支援提供証明書（注）」を保護者に交付すること。【基準第56条】
- ④ 差別的取扱いをしてはならないこと。【基準第59条】
- ⑤ 個人情報の保護や漏えい防止のための措置を講じること。【基準第60条】
- ⑥ 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録を完結の日から5年間保存すること。

(注) 川口市では、領収証と特定子ども・子育て支援提供証明書を兼ねた様式（Excel ファイル）を作成していますので、必要に応じて活用してください。川口市以外の市区町村に在住している乳幼児に対しては使用できない場合がありますので注意してください。

《認可外保育施設に係る幼児教育・保育の無償化のイメージ》



第4章 子ども・子育て支援法に基づく手続きについて

—— 特定子ども・子育て支援施設等 ——

無償化の対象施設として川口市が確認した認可外保育施設

—— 特定子ども・子育て支援提供者 ——

特定子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者

1 確認を受けようとする時の手続き

特定子ども・子育て支援施設等として確認を受けるには、川口市長に申請を行うことが必要です。

また、申請にあたっては、児童福祉法に基づく設置届（第2章の1参照）が提出されていることが前提です。

■全施設・事業者共通

提出書類	添付書類	留意事項
特定子ども・子育て支援施設等確認申請書【様式第1号の1】及び別紙	定款、寄附行為等及び登記事項証明書等の写し	▷ 申請者が法人の場合に添付してください。
	役員の氏名、生年月日及び住所の一覧（役員名簿）	▷ 申請者が法人の場合に添付してください。 ▷ 川口市所定様式を使用してください。
	子ども・子育て支援法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面	▷ 川口市所定様式を使用してください。
	認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し	▷ 川口市による立入調査又は集団指導の実施により、証明書が交付されている場合に添付してください。

《確認申請の特例》

確認申請は、児童福祉法に基づく設置届が提出されていることが前提となっており、また、確認申請にあたっては、川口市が交付する「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）の写しの添付が必要です。

この証明書の交付には、立入調査や集団指導を実施する等の必要があり、一定の期間を要します。証明書交付までの期間は、確認申請を行うことができず、無償化の対象施設となることができません。

このことから、川口市では、児童福祉法に基づく設置届の提出時に「自主点検表」を添付している場合であって、その内容が認可外保育施設指導監督基準に適合していることを確認できた場合は、証明書の写しがなくても確認申請を行うことができることとしています。

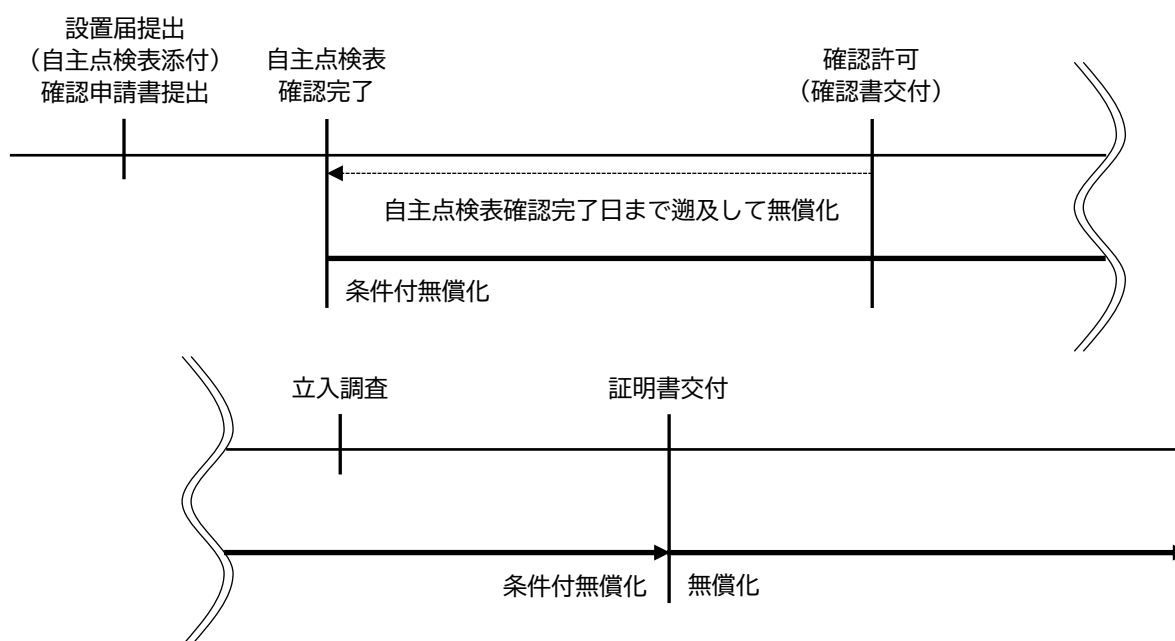
《条件付の無償化》

児童福祉法に基づく設置届の提出時に「自主点検表」を添付した設置者又は事業者が確認申請を行った場合であって、その申請書類に不備等がなかった場合は、川口市が立入調査や集団指導を実施し、証明書を交付するまでの間、条件付で無償化対象施設として認めることとしています。

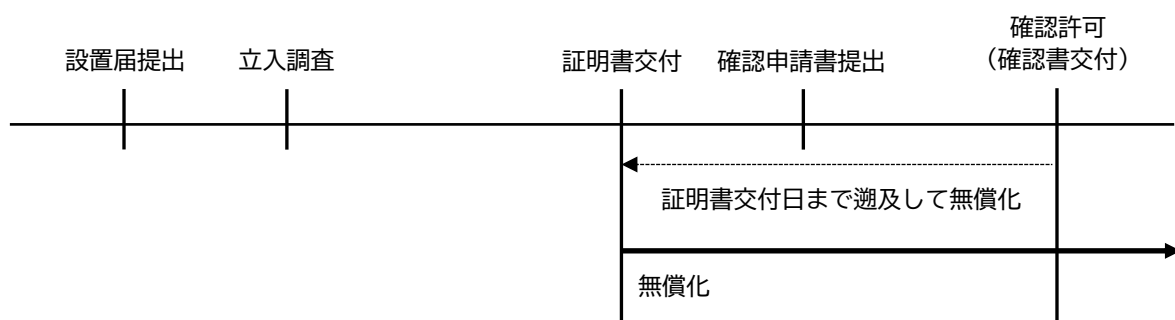
なお、立入調査等により基準に適合していないことが判明した場合は、無償化の対象外施設となる可能性がありますので、利用する保護者にその旨を説明してください。

《無償化のイメージ》

▶ 設置届と同時に確認申請書を提出した場合



▶ 設置届と同時に確認申請書を提出しなかった場合



2 確認内容を変更したときの手続き

特定子ども・子育て支援提供者は、以下の(1)～(5)の内容に変更が生じた場合は、変更の日から 10 日以内に川口市長に届出を行う必要があります。【子ども・子育て支援法第 58 条の 5】

- (1) 施設又は事業所の名称及び所在地
- (2) 設置者の名称及び主たる事務所の所在地
- (3) 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (4) 設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書（※確認に係る事業に関するものに限る。またインターネットを利用して当該事項を確認できる場合は届出不要。）
- (5) 施設又は事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- (6) 役員の氏名、生年月日及び住所

■施設・事業者共通

提出書類	添付書類	留意事項
特定子ども・子育て支援施設等確認変更届【様式第 2 号の 1】	定款、寄附行為等及び登記事項証明書等の写し	▷ 変更内容が上記(4)の場合に添付してください。
	役員の氏名、生年月日及び住所の一覧（役員名簿）	▷ 変更内容が上記(6)の場合に添付してください。 ▷ 川口市所定様式を使用してください。
	誓約書	▷ 代表者、施設又は事業所の管理者、役員に変更があった場合に添付してください。 ▷ 川口市所定様式を使用してください。

3 確認を辞退しようとするときの手続き

特定子ども・子育て支援提供者は、確認を辞退しようとする（無償化の対象施設を辞めようとする）ときは、3 か月以上前に川口市長に届出を行う必要があります。【子ども・子育て支援法第 58 条の 6】

■施設・事業者共通

提出書類	添付書類	留意事項
特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届【様式第 3 号の 1】		▷ 辞退にあたっては、施設で保育中の子が不利益を受けることがないように、辞退後の保育

提出書類	添付書類	留意事項
		の提供について調整のうえ辞 退届を提出してください。